

市民自治と協働によるまちづくりの推進に向けての提言(抜粋)

1. 市民自治に関すること

① 地域コミュニティの活性化による市民自治意識の醸成

「市民が主役の市民自治の確立」には、地域コミュニティの活性化による地域力の強化が必要不可欠であることから、昨年6月に「地域コミュニティ基本計画」が策定され、各公民館区において地域コミュニティ活性化事業が実施されることとなりました。これにより、各地域の様々な課題を住民自らが把握し、地域内のコミュニティが連携協力して課題解決のための話し合いや事業を実施することとなり、市民自治の確立を目指すための始めの一步となる重要な取り組みが開始されます。この事業は、地域住民主導による実施が原則ではありますが、市によるサポートは不可欠であり、市は積極的な情報提供及び議論の機会を提供するよう努めなければなりません。具体的には、行政のネットワークを活かして収集した先例地の事例等を示すなど、市民に分かりやすい情報を提供すると共に、多様なコミュニティが集い、話し合う機会を数多く創出することが必要です。

② 市職員の地域での積極的な活動

自治基本条例施行から7年経過しましたが、条例の理念が市民に定着しているとは言いがたく、このような状況を打開するためには、市職員が一市民として地域活動に積極的に参加し、地域住民と共に様々な活動を行う中で、市民自治意識の醸成を図ることが望まれます。しかしながら、全ての職員が抽象的な理念を理解し自主的に行動することは困難であるため、すでに地域で活躍している職員を含め、全職員が研修等に継続的に取り組むことにより、市民自治を牽引していくための意識の向上を図ることが肝要です。また、地域で市職員が活躍しやすい庁内体制づくりについても検討が必要です。

4. 情報提供に関すること

② 子ども向け冊子等による啓発

若年層ほど自治基本条例の認知度が低いというアンケート調査の結果をふまえ、早い時期から自治基本条例に慣れ親しむことができる施策の検討が必要です。例えば、子ども向け冊子やパンフレットを作成し、学校の授業で活用するなど学ぶ機会を設けることにより、自分達のまちが自治基本条例に基づいて、住民自治や市民の市政参画を進めているということに誇りが持てるように、子どもたちへの啓発に力を入れるべきです。